

# 名古屋港管理組合公報

令和6年11月1日  
(金曜日)  
第116号

## 目次

- 名古屋港管理組合議会補欠議員当選者の名古屋市会議長からの通知 ..... 1
- 工事施行規程の一部改正 ..... 1

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第34号

令和6年10月16日名古屋市会において、名古屋港管理組合議会補欠議員の選挙が行われ、下記の議員が当選した旨名古屋市会議長から通知があった。

令和6年11月1日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

選挙した議会  
名古屋市会

記 職  
氏 名  
名古屋市会議員  
田 山 宏 之

## 訓 令

### 訓令第3号

組合内一般

工事施行規程(昭和三十九年訓令第12号)の一部を次のように改正する。  
令和六年十一月一日

名古屋港管理組合管理者  
愛知県知事 大村 秀章

第三条中「第四十五条第三項」を「第四十五条第二項」に改める。

第十六条の見出し中「報告」を「通知」に改め、同条第一項第一号中「現場代理人等(変更)届(様式第八号)」を「現場代理人等通知書」に改める。

第二十五条の見出し中「出来形検査願」を「出来形検査請求書」に改め、同条中「出来形検査願(様式第十一号)」を「出来形検査請求書」に、「当該検査願」を「当該検査請求書」に改める。

第四十三条第四項中「修補終了届」を「修補補正完了届」に改め、「(様式第二十七号の三)」を削り、同条第五項中「修補終了届」を「修補補正完了届」に改める。

第四十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「建設部以外の部又は室」を「建設部長以外の部長(室長、理事、総務部危機管理監、担当部長及び参事を含む。以下この項において同じ。)」に、「監督事項」を「施行及び監督事項」に改め、「(室長、理事、総務部危機管理監、担当部長及び参事を含む。以下この項において同じ。)」及び「第六条中「その内容を審査した後、」とあるのは「その内容を審査(設計書及び仕様書については建設部長の審査を要する。)」と」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、担当部長が当該委託業務を主管するときは、施行及び監督事項にあつては担当部長が、検査事項にあつては建設部長がこれを行う。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 型除

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 型除

様式第十三号中 「

工	期	着手	年	月	日
		完了	年	月	日

」を

工 期	着手 完了	年	月	日	に改める。
受 注 者		年	月	日	

様式第二十七号の三を次のように改める。  
 様式第27号の3 削除

**附 則**

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

**名古屋港管理組合**